

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

鳥取県公報

目 次

◇条例

鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計条例

鳥取県立学校農業実習特別会計条例

鳥取県立学校水産実習船実習特別会計条例

災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害賠償に関する条例

鳥取県教育課程審議会条例

鳥取県魚介類行商条例

宅地建物取引主任者資格試験受験手数料条例

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

鳥取県立病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計条例をここに公布する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県農業協同組合併助成条例の一部を改正する条例

鳥取県繩検定所手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立准看護学院の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鳥取県条例第四号

鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計
条例

昭和四十年三月二十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五号

鳥取県立学校農業実習特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定に基づき、有料道路三朝高原道路事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、有料道路三朝高原道路事業収入、一般会計からの繰入金、借入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、有料道路三朝高原道路事業費、借入金の償還金及び利子その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

鳥取県立学校農業実習特別会計条例をここに公布す

鳥取県条例第五号

鳥取県立学校農業実習特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定に基づき、県立学校における農業実習の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、県立学校農業実習収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、県立学校農業実習費その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

鳥取県立学校農業実習特別会計条例をここに公布す

鳥取県立学校水産実習船実習特別会計条例をここに公布する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

鳥取県立学校水産実習船実習特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二百九条第二項の規定に基づき、県立学校における水産実習による水産実習の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、県立学校水産実習船実習収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、県立学校水産実習費その他の諸支出をもつてその歳出をもつてその歳出とする。

(施行期日)

災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例をここに公布する。

00907
(第3種郵便物認可)

3 昭和40年3月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第18号

昭和40年3月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第18号

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第八号

鳥取県教育課程審議会条例

(第3種郵便物認可)

4

00998

昭和40年3月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第18号 (第3種郵便物認可)

鳥取県条例第七号

災害応急措置の業務に従事した者等に係る

損害補償に関する条例

(設置)

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

第七十一条第一項の規定による従事命令又は協力命令によつて応急措置の業務に従事し、又は協力した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廢疾となつたときは、県は、災害救助法(昭和二十二年法律第一百八号)第二十九条の規定による扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれら的原因によつて受ける損害を補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県教育課程審議会条例をここに公布する。

昭和四十年三月二十六日

(所掌事務)

第一条 公立学校の教育課程の適正を期するため、鳥取県教育課程審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、公立学校の教育課程に関する事項について調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

一 公立学校の校長及び教員

二 学識経験者

三 関係行政機関の職員

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委

00999

5 昭和40年3月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第18号 (第3種郵便物認可)

員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

一 公立学校の校長及び教員

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

鳥取県魚介類行商条例をここに公布する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県条例第九号

鳥取県魚介類行商条例

鳥取県水産食品衛生条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十一号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、魚介類の行商に起因する食品衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(魚介類行商の許可)

第二条 鮮魚介類及びその加工品(びん詰及びかん詰のものを除く。)を販売する業者(店舗を設け、又は魚市場においてせりの方法で販売するものを除く。以下「魚介類行商」という。)を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の有効期間は、二年を下らない期間で規則で定める期間とする。

3 知事は、第一項の許可に食品衛生上の見地から必要な条件を付けることができる。

(許可の基準)

第三条 知事は、前条第一項の許可の申請の内容が、営業用の容器器具の規格構造その他について食品衛生上の見地から規則で定める基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。

(行商鑑札の携行義務)

第四条 魚介類行商を営む者(以下「魚介類行商」という。)又はその従業者は、営業に従事するときは、規則で定めるところにより知事が交付する行商鑑札を携行しなければならない。

(行商鑑札の貸与等の禁止)

第五条 魚介類行商者は、自己又はその従業者が行商鑑札をき損し、又は亡失したときは、直ちにその再交付人に貸与し、又は譲り渡してはならない。

(行商鑑札の返納)

第六条 魚介類行商者は、魚介類行商を廃業することとなつたとき又はその従業者が営業に従事しなくなつたときは、十日以内に当該行商鑑札を知事に返納しなければならない。

(行商鑑札の再交付)

第七条 魚介類行商者は、自己又はその従業者が行商鑑札をき損し、又は亡失したときは、直ちにその再交付を受けなければならない。

(魚介類行商許可申請手数料等)

第八条 第二条第一項の許可を受けようとする者及び行商鑑札の再交付を受けようとする者は、次の各号に定める手数料を納付しなければならない。

- 一 魚介類行商許可申請手数料 二百円
- 二 行商鑑札再交付手数料 百円

(遵守事項)

第九条 魚介類行商者又はその従業者は、販売の用に供する魚介類、営業用の容器器具その他の取扱いについては、規則で定める基準に従い、衛生的に行なわなければならない。

(報告及び検査)

第十条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、魚介類行商者から必要な報告を求め、又は当該職員をして検査をさせることができる。

2 前項の職員が検査を行なうに当たつては、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

(措置命令)

第十一條 知事は、第九条の規定による基準に違反した

者に対し、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(営業の停止等)

第十二条 知事は、魚介類行商者又はその従業者が次の各号の一に該当する場合は、期間を定めて営業の停止を命じ、又は第二条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第四条又は第五条の規定に違反したとき。
- 二 前項の規定による命令に違反したとき。

(罰則)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、五十円以下の罰金に処する。

- 一 第二条第一項の許可を受けないで魚介類行商を営んだ者
- 二 正當な理由がなくて第十一条第一項の検査を拒んだ

(三) 前条の規定による営業の停止命令に従わなかつた者

(規則への委任)

第十四条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十年六月一日から施行する。

00912

(第3種郵便物認可)

8

(受験手数料の納入方法)

第二条 前条の受験手数料は、受験の申込みと同時に納めなければならない。

附 則

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

公布する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十号

宅地建物取引主任者資格試験受験手数料条例

宅地建物取引業者登録等手数料条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十六号）の全部を改正する。

(受験手数料の額)

第一条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十一条の三第四項の規定に基づく宅地建物取引主任者資格試験受験手数料の額は、五百円とする。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十一号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第一号中「三、四七五人」を「三、四七八人」に、「三、〇八五人」を「三、〇八六人」に、「三九〇人」を「三九二人」に改め、同条同項第九号中「一〇〇人」を「一〇四人」に改める。

00913
(第3種郵便物認可)

9 昭和40年3月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第18号

附 則

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を

改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

二十六 有毒農薬散布作業従事職員の特殊勤務手当

第三十条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

(有毒農薬散布作業従事職員の特殊勤務手当)

第三十条 有毒農薬散布作業従事職員の特殊勤務手当は、

附 則

職員が人事委員会規則で定める有毒な農薬の散布作業又は現場におけるその直接の指導に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業又は指導に従事した日一日につき六十円とする。

附 則

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十三号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例をここに公布する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十四号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十五号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十六号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十七号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十八号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十九号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十二号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十三号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十五号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十六号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十七号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十八号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十九号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十一号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十二号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十三号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十四号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十五号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十六号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十七号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十八号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十九号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十一号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十二号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十三号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十四号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十五号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十六号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十七号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十八号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十九号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十一号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部

改正する条例を改正する条例

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

次のように改正する。

第八条第二項たゞし書を削る。

第十四条を次のように改める。

(退職手当)

第十四条 職員が退職したときは、職員の退職手当に

関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十
一号)の規定に準じて退職手当を支給する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を

改正する条例の一部改正)

第二条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部を改正する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第
三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「とされていた地域に在勤する職員
(支給地域の区分が一級地とされていた地域に在勤す
る職員を除く。)」を「の区分(以下この項において
'地域区分'といふ。)が三級地又は四級地とされて
いた地域に在勤する職員」に、「当該支給地域の区分」

を「当該地域区分」に改める。
附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。
(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部改正)

第三条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)の一部
を次のように改正する。

第七条第二項たゞし書を削る。

(退職手当)

第十三条 職員が退職したときは、職員の退職手当に

関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十
一号)の規定に準じて退職手当を支給する。

附則第二項中「とされていた地域に在勤する職員
(支給地域の区分が一級地とされていた地域に在勤す
る職員を除く。)」を「の区分(以下この項において
'地域区分'といふ。)が三級地又は四級地とされて
いた地域に在勤する職員」に、「当該支給地域の区分」

を「当該地域区分」に改める。
附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。
(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十
二月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正

する。

第十三条第一項第二号中「第二十八条第六項」を

「第二十八条第四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条
の規定及び第三条中附則第二項から附則第四項までの改
正規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

鳥取県立病院の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例をここに公布する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県条例第十四号

鳥取県立病院の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

鳥取県立病院の設置及び管理に関する条例(昭和三十
九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改
する。

第三条第一項を次のように改める。

病院の利用については、別表第一に定めるところによ
るほか、昭和三十三年厚生省告示第百七十七号(健康保
険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法。以
下「厚生省告示」という。)に基づく診療報酬点数表
(甲)又は歯科診療報酬点数表により算定した額(病院
に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために
病院の検査施設を利用した場合は、厚生省告示に基づく
診療報酬点数表(乙)又は歯科診療報酬点数表により算
定した額の七割に相当する額)により使用料を徴収する。
別表第一の一及び二の項を次のように改める。

鳥取県条例第十五号
鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「鳥取県立農業講習所」を削る。

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

鳥取県農業協同組合併助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十六号

改正する条例

鳥取県農業協同組合併助成条例の一部を

区	分	金	額
健 康 診 断	一 件 に つ き	三 百 円	
生 命 保 险 加 入 診 断	一 件 に つ き	三 百 円	保 险 契 約 高 五 十 万 円 未 满
恩 給 診 断	一 件 に つ き	三 百 円	保 险 契 約 高 五 十 万 円 以 上 百 万 円
胃 ガン 集 团 檢 診	一 件 に つ き	六 百 円	保 险 契 約 高 百 万 円 以 上
子 宮 ガン 集 团 檢 診	一 件 に つ き	三 百 円	
死 体 檢 査	一 件 に つ き	三 百 円	
変 死 体 檢 査	一 件 に つ き	七 百 円	
死 亡 診 断 書	一 通 に つ き	百 円	
死 亡 診 断 書	一 通 に つ き	二百 円	
死 亡 診 断 書	一 通 に つ き	三百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	五百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	七 百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	千 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	二百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	三百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	五百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	七 百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	千 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	二百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	三百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	五百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	七 百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	千 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	二百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	三百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	五百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	七 百 円	
死 亡 診 斷 書	一 通 に つ き	千 円	

二 分べん料

四千円(午後五時から翌日午前八時三十分までの間
は、四千八百円)

別表第二を次のように改める。

区	分	金	額
普 通 診 断 書	一 通 に つ き	百 円	
死 亡 診 断 書	一 通 に つ き	二百 円	

附 則

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県立農業講習所	明 通 院 入 院 証 明 書 以 外 の 証 明 書	療 養 費 支 払 証 明 書
	一 通 に つ き	百 円

鳥取県農業協同組合併助成条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第四号イ中「借入金」の下に「若しくは農林中央金庫からの借入金で知事が指定したもの」を加える。
第三条第三号中「昭和四十年三月三十一日」の下に「(前条第三号及び第四号に掲げる経費についての補助金に係る場合にあつては、昭和四十一年三月三十一日)」を加える。

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

鳥取県農業協同組合併助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十七号

鳥取県農業協同組合併助成条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習所	鳥取県農業協同組合併助成条例の一部を改正する条例
	鳥取県農業協同組合併助成条例の一部を改正する条例

		別 表		占 用 物 件 の 種 類		道 路 占 用 料 金		年 额	
				単 位		金 表		年 额	
				一 平 方 メートル		一 等 地 二 等 地		年 额	
				一 平 方 メートル	基	一〇〇	三〇	一〇〇	三〇
一 メ ト ル									
年 額									
六 五	四 〇	四 〇	三 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇
年 額									
五 四	三 五	三 五	二 五	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇

H柱は、二本として計算する。
表示面積を占用面積とする。
表示面積を占用面積とする。

条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一 薦検定手数料

第一区の荷口につき 五百円

第二区の荷口につき 八百円

第三区の荷口につき 千円

生糸量一キログラムにつき 七百円

試験繊乾燥手数料

生繊一キログラムにつき 十一円

三 繰糸試験手数料

手数料 一通につき 五十円

四 試験繊乾燥手数料

附 則

五 薦検定証書本交付手数料及び薦鑑定成績書再交付手数料

この条例は、昭和四十年五月一日から施行する。

第一条第三号から第五号までを次のように改める。

別表を次のように改める。

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第十八号

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県道路占用料徴収条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条各号列記以外の部分中「道路」の下に「の占用」を加える。

第七条の見出しを「(延滞金の徴収)」に改め、同条第一項中「督促手数料及び」を削り、同条第二項を次のよう改める。

2 前項の延滞金の額及びその徴収方法については、鳥取県延滞金徴収条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十五号)の規定を準用する。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

17 昭和40年3月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第18号

昭和40年3月26日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第18号 (第3種郵便) 16
(物 認 可)

備考

一 本表中一等地とは鳥取市、米子市、倉吉市及び境港市で都市計画法（大正八年法律第二十六号）第二条の規定により決定された都市計画区域内の地域をいい、二等地とは一等地以外の地域をいう。

附則

この条例は昭和四十年四月一日から施行する

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに布する。

明和四年三月二十六日

鳥取県条例第十九号

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

卷之三

い。ただし、紙又は布で作成された広告物については、この限りでない。

別表第一の二を次のように改める。

広告物の表示等について禁止する道筋の区間

道	路	区	間
一級國道九号線	岩美郡都村大字湯山字池淵二、〇七 一一番地先から鳥取市浜坂字鳥打一、〇七 二二番地先を経て同市浜坂字宇都		
県道米子大山線	西伯郡伯仙町尾高字南屋敷、吉言番 番地先から同郡同町岡成字岡成原五右六 一一番地先及び西伯郡大山町大字赤松字同町中	路谷一、〇四二の二番地先まで	
県道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字横手字川向フ地先 ら倉吉市八屋字中河原三五九の一一番地か らまで	大字原五七番地五の二番地先まで	
県道大山御机線	西伯郡大山町大字山字下山一一七番 地先から日野郡江府町大字御机まで		

別表第一の二の次に別表第一の三として次のように加える。

別表第一の三

鳥取市今町から同市松原まで及び東伯郡三朝町大字三朝から同郡同町大字山田字福呂地先までに、

別表第三中
一級国道九号線 全 線」を「
間」に、「県道鳥取鹿野倉吉線」鳥取市今町から同市
三朝町三朝から倉吉 市宮川町まで 松原まで

地	域
東伯郡東郷町大字松崎のうち小字上町、小字長坂、小字阿弥蛇、小字南岡平、小字町浦、小字田町、小字仲町及び小字新町の地域、同郡同町大字旭の地域、同郡同町大字中興寺のうち小字谷口、小字市場頭、小字中坪、小字松原、小字小草、小字四月井手及び小字青木の地域並びに同郡羽合町大字上浅津のうち小字宮ノ本の地域	

口まで」を「県道赤崎溝口線 日野郡溝口町大内字九の五〇番地先から

拵水原二一、〇六 同郡同町溝口まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する

条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「七三六人」を「七六六人」に、

「二六人」を「二七人」に、「四八人」を「五〇人」に、

「三三四人」を「二三四人」に、「四三八人」を「四五

五人」に改め、同条同項第二号中「一九七人」を「二〇一人」に改める。

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する条例の一部を改正する

条例

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（警部以上の階級にある者を除く。）」を削り、同条第二項を次のように

以下本条中同じ。」を削り、同条第三項を削る。

改め、同条第三項を削る。

品 目	員 数	使 用 期 間
冬 背 広	一 着	十 八 月
あい背広	一 着	十 八 月
オーバー	一 着	三 十 月

2 警察官に任命後はじめて給与品を支給する場合には、盛夏ワイシャツ及びワイシャツに限り、前項の規定にかかわらず、盛夏ワイシャツについては二着、ワイシャツについては三着とする。

第二条の次に第一条を加える。

第二条の二 警部補以下の階級にある警察官で、私服の着用を要する特別の勤務に服するものに対しては、私服の被服を支給することができる。

2 前項の規定により支給する被服（以下「私服用被服」という。）の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、警察本部長は、特別の事由がある場合には、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

第三条を次のように改める。

第五条を次のように改める。

（退職等の場合の措置）

第五条 警察官がその身分を失なったときは、使用期間の終らない給与品及び私服用被服並びに貸与品は、返納しなければならない。ただし、私服用被服の返納については、これに相当する額の金銭をもつて行なうも

のとする。

2 警察官が死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、給与品及び私服用被服は、返納を要しないものとする。

3 警察官が休職を命ぜられたときは、貸与品は返納し、給与品及び私服用被服は当該休職期間に相当する使用期間を延伸するものとする。

第六条中「給与品」を「給与品、私服用被服」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

鳥取県立准看護学院の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第二十二号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価 一部月額二五〇円（配送料共）〕
県

鳥取県立准看護学院の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十四号）は、廃止する。この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則

鳥取県立准看護学院の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十四号）は、廃止する。